

尼崎市教育委員会 8月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和元年8月9日 午前10時13分～午前11時8分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘
欠席委員等	委員	仲島 正教

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
教育次長	北垣 裕之
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	橋本 謙二
学校教育部次長	宮原 久弥
職員課長	竹原 努
幼稚園・高校企画推進担当課長	北川 貴宏

日程第1 議案

- (1) 報告第3号 職員の人事について
- (2) 議案第52号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第53号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

午前10時13分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。  
日程第1「議事」の「報告第3号 職員の人事について」は、会議規則 第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第3号」は、会議規則 第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第1の「議事」の最後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1「議事」の「議案第52号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長

職員課長でございます。それでは、「議案第52号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和元年6月14日に公布され、その施行に伴い、「尼崎市教育職員の退職手当に関する条例」中に引用している、地方公務員法の一部が改正されることから、所要の規定整備を行うため、その条例改正について、市長に申し出ようとするものでございます。お手元の資料の2ページをお開きください。

まず、1の「改正理由」でございます。「成年被後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく措置として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布されました。この一括整備法は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利に係る措置の適正化等を図るものであり、具体的には、地方公務員法第16条に規定する欠格事項のうち、「成年被後見人又は被保佐人に該当する者」（法第16条第1号）の削除などがなされています。こうしたことを受けて、本市では、関係する条例における所要の整備を行うこととしており、教育委員会に係る条例としては、「尼崎市教育職員の退職手当に関する条例」がこれに該当するものです。

次に、2の「改正内容」でございます。はじめに、今回の地方公務員法の一部改正のうち、本条例に関係する部分の改正内容につきまして、ご説明いたします。お手元の資料の4ページをご覧ください。こちらに、この地方公務員法の一部改正のうち、本条例に関係する部分の改正内容を記載しております。ご覧いただきますとお分かりいただけますとおり、第16条で、第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削除され、以下1号ずつ繰り上がりました。これに伴い、第28条第4項において、「第3号」を「第2号」に改めるほか、所要の整備が行われています。

お手元の資料の3ページをお開きください。こちらに、「尼崎市教育職員の退職手当に関する条例」の、今回の改正内容を記載しております。同条例第12条第1項第2号の規定において、失職した者の退職手当については、全部又は一部の支給を制限することができるとした上で、地方公務員法第16条第1号の欠格事項、すなわち、「成年被後見人又は被保佐人に該当する者」に該当したことにより失職した者を、支給制限の対象から除く規定を設けているところですが、今般の地方公務員法の一部改正により、地方公務員法第16条中第1号の規定が削除されることから、当該除外規定を削除するものでございます。

お手元の資料の2ページにお戻りください。これらの施行日につきまして、一括整備法による地方公務員法の改正の施行期日が「公布の日から起算して6月を経過した日」、すなわち令和元年12月14日からとされており、地方公務員法の改正の影響を直接受けて改正する本条例につきましても、施行日を令和元年12月14日といたします。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 成年被後見人又は被保佐人はどのような方がなられるのか。

徳山委員 完全に自分の財産を管理できない方の保護を図るものが成年被後見人制度で、自分の財産を管理することが不十分である方の補佐を図るものが成年被保佐人制度である。成年被後見人は自分の仕事ができにくい状況にあるかもしれないが、成年被保佐人は大抵の仕事に就けるので、時代に合った改正だと思う。

松本教育長 今まででは成年被後見人又は被保佐人に該当すれば退職しなければならなかったのか。

職員課長 これまでは失職の要件になっていましたが、改正後は個別に審査をして、その方がその職務に耐え得るかどうかを判断することになります。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第52号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第52号」を原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第53号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。北川 幼稚園・高校企画推進担当課長。

幼稚園・高校企画推進担当課長 幼稚園・高校企画推進担当課長でございます。「議案第53号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。議案をご説明させていただく前に、お手元の資料12ページをお開き願います。当該議案に係る内容といたしまして、令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化につきまして、その概要を当資料に基づきましてご説明させていただきます。まず、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちのうち、3歳から5歳までの全ての子どもたちについては、利用料が無償化されます。ただし、幼稚園については、無償化の上限額が月額25,700円となります。また、無償化の期間については、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間となりますが、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。なお、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となりますが、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食の費用が免除されます。次に、保育所や認定こども園等を利用する子どもたちのうち、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対

象として利用料が無償化されます。対象となる施設や事業でございますが、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。裏面の13ページをお開き願います。幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちにつきましては、その利用料が無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、「保育の必要性の認定」を受けた方に限り、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。その下の認可外保育施設等を利用する子どもたちについても、市から「保育の必要性の認定」を受けた場合においては、3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。簡単ではございますが、概要についての説明は以上のとおりとし、つづいて、条例改正の内容についてご説明申し上げます。

それでは、お手元の資料8ページの議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。まず、1の「改正理由」でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなるため、当該制度内容に合わせて、規定整備を行うものでございます。

次に、2の「改正内容」でございます。ここからは、となりのページの新旧対照表もあわせてご覧ください。1つ目の教育時間に係る保育料の無償化につきましては、恐れ入りますが、10ページをお開きください。10ページ新旧対照表の第8条第1項でございますように、現在、所得の状況等に応じて定めている通常教育実施日における教育時間に係る保育料について、0円に改めるものでございます。2つ目の預かり保育料の無償化につきましては、同ページの第8条第4項でございますように、在園児のうち、新たに保育の必要性の認定を受けた子どもについては、一時預かり保育を受ける場合の保育料についても、月額11,300円を限度に無償化の対象となるところ、当該制度を利用した場合の保育料の取扱を償還払いとするものでございます。3つ目の法改正に伴う整備につきましては、9ページの第5条第1項第1号でございますように、幼児教育・保育の無償化に向け、現在の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められるなどの整備が行われるため、当該内容に合わせた所要の文言整備を行うものでございます。

次に、3の「施行期日」につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上で、議案第53号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 保育の必要性の認定についてはどのように行っているのか。

幼稚園・高校企画推進担当課長 こども青少年局が認定を行います。今までの入所条件が大きく変わることはないと考えております。

- 濱田委員 すでに入園されている方の手続きはどうなるのか。
- 幼稚園・高校企画推進担当課長 7月に幼稚園への説明を行い、7月末までに認定の申請書をご提出していただきました。現在、認定に係る処理を行っております。
- 濱田委員 いわゆる新2号とはどのようなものか。
- 幼稚園・高校企画推進担当課長 端的に申し上げれば、3歳以上で保育の必要性がある方、つまり3歳以上の預かり保育を指します。
- 濱田委員 保護者への説明は幼稚園が行っているのか。
- 幼稚園・高校企画推進担当課長 幼稚園が行いました。説明の際には、保護者向けにわかりやすいように作成されたパンフレットを配布していただいております。
- 磯田委員 無償化によって、私立幼稚園と公立幼稚園を比べた時の公立幼稚園の優位性はどこにあるのか。
- 幼稚園・高校企画推進担当課長 経済的な優位性は無くなりますが、公立幼稚園でしかできないような幼小連携などの優位性はあります。
- 磯田委員 公立幼稚園の入園者数が減少しているなかで、無償化によって拍車がかかってしまうのではないかと懸念している。
- 学校教育部次長 今年度行われた第1回子ども・子育て審議会においても公立幼稚園の在り方について議論され、今後教育委員会でも検討していかなければならない課題であると認識しております。
- 徳山委員 堺市の事例ではあるが、私立の幼稚園でも小学校の先生を呼ぶなど幼小連携がすすんでいて、さらに公立の幼稚園の存在感が薄まっている。
- 松本教育長 今までの公立幼稚園保育料はどれぐらいであったか。
- 幼稚園・高校企画推進担当課長 およそ年収680万円以上の場合は、上限額である23,800円となります。
- 松本教育長 私立幼稚園も、無償化上限額である25,700円ぐらいの保育料を徴収している方が多数なのか。
- 幼稚園・高校企画推進担当課長 個別の私立幼稚園の保育料についてはわかりかねるが、多くの私立幼稚園では25,700円ぐらいの保育料を徴収しているのではないかと思います。それに加えて入園料を徴収しているかと思います。

松本教育長 無償化上限額の25,700円以上の保育料を徴収してもよいのか。

幼稚園・高校企画推進担当課長 よい。

学校教育部次長 ただ、無償化の機会に乗じて、いたずらに保育料を上げないように文部科学省から注意喚起が行われております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第53号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第53号」を原案のとおり可決いたしました。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開とし、議案関係者以外はご退席ください。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会8月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会8月臨時会の議事の全部を終了したので、午前11時8分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会8月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。